| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （保険の引受け等を行おうとするときの届出）<br>**第十七条の二**　郵便保険会社は、法第百三十八条の二第一項後段の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。<br>一　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類<br>イ　法第百三十八条第一項本文に規定する保険の引受けを行おうとするとき　当該保険の引受けの内容及び方法を記載した書類<br>ロ　法第百三十八条第二項各号に掲げる方法以外の方法による資産の運用を行おうとするとき　当該運用の方法を記載した書類<br>ハ　法第百三十八条第三項に規定する業務を行おうとするとき　当該業務の内容及び方法を記載した書類<br>二　郵便保険会社に関する次に掲げる書類<br>イ　日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権のその総株主の議決権に占める割合が二分の一以下であることを明らかにする書類<br>ロ　当該届出後における収支の見込みを記載した書類<br>三　法第百三十八条の二第二項の規定を遵守するために講じた措置及び講じようとする措置を記載した書類<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | ［条を加える。］ |

**附　則**

この命令は、公布の日から施行する。

---

**○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第四号**

**内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の定める農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第四条第一項の規定に基づき、農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 様式第１　（略）<br>（記載要領）<br>１～４　（略）<br>５　農商工等連携事業の内容及び実施期間<br>(1)～(5)　（略）<br>(6)　中小企業者の行う農業者等が実施する農業改良措置、林業従事者等が実施する林業・木材産業改善措置又は沿岸漁業従事者等が実施する経営等改善措置を支援するための措置が含まれる場合にはその内容<br>（注）　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第４条第２項第２号イ、ロ又はハに掲げる措置をいう。<br>該当する場合には、別表２の該当する欄に記載すること。<br>(7)　（略）<br>６・７　（略）<br>（別表１）　（略） | 様式第１　（略）<br>（記載要領）<br>１～４　（略）<br>５　農商工等連携事業の内容及び実施期間<br>(1)～(5)　（略）<br>(6)　中小企業者の行う農業者等が実施する沿岸漁業従事者等が実施するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入を支援するための措置が含まれる場合にはその内容<br>（注）　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第４条第２項第２号イ、ロ又はハに掲げる措置をいう。<br>該当する場合には、別表２の該当する欄に記載すること。<br>(7)　（略）<br>６・７　（略）<br>（別表１）　（略） |